

スケールメリットを最大限に活かした JEC 連合組合員のための生命保障

JEC 生命共済 パーフェクト

〈団体定期生命共済〉

JEC 連合 統一団体生命共済制度

お手ごろな掛金で
利用いただけます!

保障内容は3プラン!
**組合員の皆さまのライフプランやニーズに
合わせた保障をご準備できます。**



分割プラン

万一の際に、ご家族の日常的な
生活費をバックアップ!



生命保障



一括プラン

万一の際やご入院時に、一時金を備える
ことで、自身やご家族への安心を提供!

休業保障

医療保障



医療プラン(休業保障プラス)

入院・手術、がんや休業時の費用をご自身の
ニーズに合わせて準備!



JEC 連合加盟労働組合の組合員であれば

誰でも**同一掛金**で**同一保障**

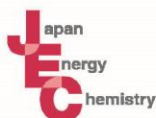
たすけあいの制度

JEC 生命保障

検索

2026年10月更新用

一括プラン+分割プラン
+医療プラン



JEC 連合

日本化学エネルギー産業労働組合連合会

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会



組合員の皆さまへ JEC連合からのご提案・必要保障額を見直してみませんか？

JEC生命共済パーフェクトは、JEC連合の組合員だから加入できる、

JEC連合へ結集する組合員相互の「たすけあいの輪」をかたちにした共済制度です。

「JEC連合のスケールメリット」を活かした、低廉な掛金の共済制度で、

ご自身とご家族の万一に備えましょう。

JEC連合福祉共済組合の取り組み

「共済」とは組合員同士が支え合い、誰かの『もしも』をみんなで支える助け合いの仕組みです。福祉共済組合は、JEC連合に加盟する組合員の皆さまが、疾病、負傷、死亡などのときに各種共済から給付を行う相互扶助、そして自助努力のための活動を行っています。

こくみん共済 coop は、働く人のための、たすけあいの事業体(保障の生活協同組合)です。生活協同組合(生協)は生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって、営利を目的としない事業を行う組織です。

JEC連合は、こくみん共済 coop の共済制度を活用し、低廉な掛金で組合員のセーフティネットとなる「JEC生命共済パーフェクト」をつくりました。



日本化学エネルギー産業労働組合連合会

JEC連合福祉共済組合

JEC生命共済パーフェクトの特長

JEC連合のスケールメリットを活かした保障制度です。

1年ごとの更新で保障の見直しが毎年可能

Point 1

JEC連合加盟労働組合の組合員であれば、掛金は年齢、性別に関係なく全組合員同じです。

Point 2

中途・定年にかかわらず、退職後も一括プランおよび医療プラン(休業保障プラス)は満64歳まで、分割プランは満59歳まで継続いただけます。^(※)

※退職(中途・定年)される場合の取り扱いは、所属の労働組合もしくはJEC連合福祉共済組合までお問い合わせください。

Point 3

組合員と一緒に、ご家族(配偶者・子ども)も加入できる家族ぐるみの保障制度です。

※分割プランは、組合員ならびにその配偶者のみ加入いただけます。

Point 4

加入手続きは簡単、健康告知は自己申告です。

Point 5

剰余が生じた場合は、割り戻し金として契約者にお戻しします。

Point 6

掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象になります。

Point 7

死亡共済金の受け取りは、一時金で受け取る「一括プラン」と年金方式で受け取る「分割プラン」があります。

Point 8

医療保障については、休業やがんなどに特化した「医療プラン(休業保障プラス)」をご用意しています。

一括プラン 万一の際の「まとまった費用」に!

分割プラン ご家族の日常的な生活費をバックアップ!

医療プラン 休業・がんなどによる医療費や生活費の補てんに!
(休業保障プラス)



JEC連合からのご提案、 必要保障額を見直してみませんか？

JEC生命共済パーフェクトは、家計にやさしい「保障重視の制度」です。

公的保障、企業・団体内保障をベースに、
私的保障を考えましょう。

JEC連合の産別共済として、
こくみん共済 coop の「団体生命共済」を活用した
「JEC生命共済パーフェクト」があります。

労働組合において、
この部分をしっかり把握し、
備えることで、保障の
「ムリ・ムダ・ムラ」を防ぐ
ことが可能。

労働組合の保障

企業保障

私的保障
共済・貯蓄等

企業・団体内保障

企業・労働組合の保障

公的保障

社会保険制度等

会社員、公務員等の保障

高

コスト

安

保障の見直しポイント

Point
1

どんな保障が
必要か？

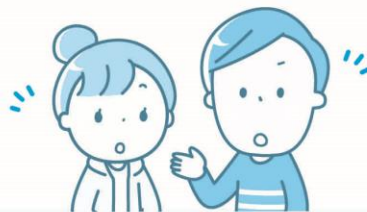
を考えます

- ・遺族保障…
- ・医療保障…
- ・介護保障…など



Point
2

保障額がライフステージに
マッチしているか 検討します



Point
3

必要な保障額と
掛金との
バランス

を考えます



Point
4

保障の点検・見直しで
支出が軽減できれば、
節約できた分を
有効に使いましょう (可処分所得の向上)

- ・教育費・ローン返済・老後の準備など



一括プラン → まとまった安心を、一時金でしっかり確保

ご加入者が死亡・重度障がいの状態となったとき、「まとまった費用」に備える制度です。「一時的費用（葬儀費用、ローン返済、配偶者の収入補てん等）」と、「将来発生する費用」（子どもの教育資金・老後準備資金等）に備えましょう。また、「一括プラン」は入院保障も対象となります。加入口数に応じて入院保障額も変更されます。



① 一時的費用の一例

- 葬儀費用…葬儀費用、法要、墓地購入費用など。
- ローン返済など…奨学金、住宅ローン、自動車ローンなど。

② 将来発生する費用の一例

- 子どもの教育資金…子どもの年齢により、1人あたり800万円～1,400万円を目安。
- 配偶者の老後準備資金…配偶者の年齢により、700万円～1,000万円を目安。
- その他…今後、親の生活費を支援することが想定される。持ち家のリフォーム費用あるいは建替費用を見積もっておきたい。子どもの進学を考え、大学卒業までは現在の賃貸住宅を続けたい。など

分割プラン → 毎月の生活費を、安心サポート

分割プランは、団体生命共済の「共済金年金払特則」を利用した制度です。ご加入者が死亡・重度障がいの状態となったときに、ご家族の日常の生活費（食費、交通・通信費、光熱費等）に備える制度です。
公的年金だけでは不足する、ご家族の日常の生活費を「分割」で補う制度です。



「JEC生命共済パーフェクト 分割プラン」加入例 (AD10コース・受取年額約120万円)

契約者が死亡し、配偶者と子ども2人(18歳未満)が遺された場合(現在の世帯年収500万円の場合)

(日常生活費の目安)	(公的遺族年金月額)	(不足分生活費)
250,000円	142,000円★	= 108,000円

AD10コースの加入により不足生活費分を 分割受取額約10万円(月あたり) でカバーします。

ご家族の日常的な生活費の目安 日常的な生活費は、日々の衣食住をまかなうものとして、「現在の世帯年収」の60%程度を目安としています。
※こくみん共済 coop「保障設計サポートガイド」より 例えば、現在の世帯年収が500万円の場合、年額300万円、月額25万円程度となります。

公的保障 (遺族年金) の目安	■遺族基礎年金の額(概算)			■遺族厚生年金の額(概算)		
	遺族	遺族基礎年金(年額)	(月額)	年収	遺族厚生年金(年額)	(月額)
	配偶者+子1人	100万円	8.3万円	300万円	30万円	2.5万円
	配偶者+子2人	120万円	10万円	400万円	41万円	3.4万円
	配偶者+子3人	130万円	10.8万円★	500万円	51万円	4.2万円

※遺族基礎年金には子の加算を含みます。

※年収は「現在までの平均年収」を目安として用います。

医療プラン → がんや休業、入院時の治療費や生活費を補てん

(休業保障プラス)

ご加入者が休業、入院、手術、がんなどに罹った際の治療費や生活費に備えるプランです。



JEC生命共済パーフェクトでライフステージに応じて、必要な保障を準備しましょう!

保障はライフステージをベースに。あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない安心を備えましょう。

JEC
おすすめ

JEC生命共済パーフェクト ライフステージ別

加入モデルプラン



独身



加入年齢 満22歳

死亡保障は最低限にしたうえで、
医療・休業保障について
一定確保が必要。

死亡保障額
合 計 **510万円**

医療プラン (休業保障プラス)

<主な保障内容 [K3コース]>

死亡保障額 **10万円**
休業保障日額 **1,500円**

一括プラン [50口]

死亡保障額 **500万円**

+

入院日額 **5,000円**

遺族のまとまった支出(例)

●葬儀費用など **300万円**
●その他 **200万円**
(クルマ購入費用の残債など)



月払掛金 **2,647円**※2

結婚

加入年齢 満30歳
(配偶者あり、子どもなし)

死亡保障は一定確保が必要。

死亡保障額
合 計 **約1,631万円**※1

医療プラン (休業保障プラス)

<主な保障内容 [KM5コース]>

死亡保障額 **10万円**
入院日額 **5,000円**
休業保障日額 **2,500円**
がん等診断一時金 最高 **100万円**

分割プラン AB10

年金受取総額(概算額)

約621万円※1

一括プラン [100口]

死亡保障額 **1,000万円**

+

入院日額 **5,000円**

遺族のまとまった支出(例)

●葬儀費用など **300万円**
●耐久消費財の購入 **500万円**
(家のリフォームなど)
●その他 **200万円**
(クルマ購入費用の残債など)

日常生活費(例)

●当面の生活費用の補てん
月額5万円×10年間 **600万円**

月払掛金 **7,377円**※2

(ご注意) ※1 分割プランの年金受取総額(概算額)および死亡保障額合計は、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)する場合があります。

責任世代



加入年齢 満40歳
(配偶者あり、子ども2人)

死亡保障の備えが最も必要な時期。

死亡保障額 合計 約**4,252万円**※1

医療プラン (休業保障プラス)

<主な保障内容 [KM10コース]>

死亡保障額 **10万円**
入院日額 **10,000円**
休業保障日額 **5,000円**
がん等診断一時金 最高 **100万円**

分割プラン AD10

年金受取総額(概算額)

約**1,242万円**※1

一括プラン [300口]

死亡保障額 **3,000万円**

+

入院日額 **5,000円**

遺族のまとまった支出(例)

●葬儀費用など **300万円**
●耐久消費財の購入 **700万円**
(家のリフォームなど)
●教育資金 **1,000万円**
●その他 **1,000万円**
(老後費用など)

日常生活費(例)

●配偶者が就労できるまで10年間
月額10万円×10年間 **1,200万円**

月払掛金 **15,047円**※2

「月払掛金」について、一括プランの共済掛金は「基本契約+傷害特約+病気入院特約」の場合です。



ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は、ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

老後準備

加入年齢 満55歳
(配偶者あり、子ども独立)

死亡保障は必要保障額を考慮して
保障の見直し・点検を行い、
使えるお金を老後の貯蓄に。

死亡保障額 合計 **1,010万円**

医療プラン (休業保障プラス)

<主な保障内容 [KM5コース]>

死亡保障額 **10万円**
入院日額 **5,000円**
休業保障日額 **2,500円**
がん等診断一時金 最高 **100万円**

一括プラン [100口]

死亡保障額 **1,000万円**

+

入院日額 **5,000円**

遺族のまとまった支出(例)

●葬儀費用など **300万円**
●耐久消費財の購入 **700万円**
(家のリフォームなど)



月払掛金 **6,357円**※2

※2 一括プランの保障内容・共済掛金は組合・支部ごとに異なります。詳細は所属の労働組合へお問い合わせください。

ご加入いただける方

組合員とその配偶者、ならびに組合員と同一生計の満24歳までの未婚の子どもで、申込日(告知日)時点において健康な方※

※「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の質問表にもとづき、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。なお、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。

加入できる範囲(年齢は、各労働組合ごとの発効日時点の満年齢です)

組合員 (全員加入含む)	●満15歳～満59歳までの方……………50口～300口 ●満60歳～満64歳までの継続の方…既加入口数または200口のいずれか少ない口数 ●満60歳～満64歳までの新規増口の方…50口～60口
配偶者	●満59歳までの方……………30口～150口 ●満60歳～満64歳までの継続の方…既加入口数または150口のいずれか少ない口数 ●満60歳～満64歳までの新規増口の方…30口～60口
生計を一にする未婚の子ども	●満3歳までの方……………30口 ●満4歳～満24歳までの方……………30口～60口

ご注意

- ①共済期間中において、加入口数の減口ならびに任意解約はできません。
- ②配偶者・子どもの加入は組合員の加入が条件です。
- ③更新時に増額を希望される方は、増口分についての健康告知が必要です。
- ④他の団体を通じて加入があり共済金額の合計が引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。

●保障内容の詳細は、ご契約のてびきの契約概要「共済金をお支払いする場合」の各特約部分をご確認ください。

加入口数	組合員 (本人) 任意加入口数	基本契約		傷害特約				
		死亡共済金・重度障害共済金		③障害共済金	入院共済金			
		①病気等による	②不慮の事故等 による	不慮の事故等による障がいがあり 「身体障害等級別支払割合 表」に定める障害等級3級の 1・5～14級に該当する場合	④不慮の事故 による	⑤病気等による		
		全員加入 50口	－	500万円	1,000万円	20万円～450万円	5,000円	5,000円
（子ども 額内⑤の 保障は	配偶者⑤ ～⑧は（ ）内の保障額	30口	－	300万円	600万円	12万円～270万円	3,000円	－ (3,000円)
		40口	－	400万円	800万円	16万円～360万円	4,000円	－ (3,000円)
		50口	－	500万円	1,000万円	20万円～450万円	5,000円	－ (3,000円)
		60口	10口	600万円	1,200万円	24万円～540万円	6,000円	5,000円 (3,000円)
		70口	20口	700万円	1,400万円	28万円～630万円	7,000円	5,000円 (3,000円)
		80口	30口	800万円	1,600万円	32万円～720万円	8,000円	5,000円 (3,000円)
		90口	40口	900万円	1,800万円	36万円～810万円	9,000円	5,000円 (3,000円)
		100口	50口	1,000万円	2,000万円	40万円～900万円	10,000円	5,000円 (3,000円)
		110口	60口	1,100万円	2,200万円	44万円～990万円	10,000円	5,000円 (3,000円)
		120口	70口	1,200万円	2,400万円	48万円～1,080万円	10,000円	5,000円 (3,000円)
		130口	80口	1,300万円	2,600万円	52万円～1,170万円	10,000円	5,000円 (3,000円)
		140口	90口	1,400万円	2,800万円	56万円～1,260万円	10,000円	5,000円 (3,000円)
	150口	100口	1,500万円	3,000万円	60万円～1,350万円	10,000円	5,000円 (3,000円)	
	組合員（本人）	160口	110口	1,600万円	3,200万円	64万円～1,440万円	10,000円	5,000円 (－)
		170口	120口	1,700万円	3,400万円	68万円～1,530万円	10,000円	5,000円 (－)
		180口	130口	1,800万円	3,600万円	72万円～1,620万円	10,000円	5,000円 (－)
		190口	140口	1,900万円	3,800万円	76万円～1,710万円	10,000円	5,000円 (－)
		200口	150口	2,000万円	4,000万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		210口	160口	2,100万円	4,200万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		220口	170口	2,200万円	4,400万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		230口	180口	2,300万円	4,600万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		240口	190口	2,400万円	4,800万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		250口	200口	2,500万円	5,000万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		260口	210口	2,600万円	5,200万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		270口	220口	2,700万円	5,400万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		280口	230口	2,800万円	5,600万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		290口	240口	2,900万円	5,800万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)
		300口	250口	3,000万円	6,000万円	80万円～1,800万円	10,000円	5,000円 (－)

(注1)「重度障がい」とは、労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4に該当する場合をいいます。(注2)「不慮の事故等」には交通事故を含みます。

(注3)「不慮の事故等」には交通事故の他、ごくまれに「coop」が規約に定める感染症を含みます。(注4)障がい保障の障害等級は、労働者災害補償保険法に定める障害等級に準じます。

不慮の事故(交通事故を含みます)を直接の原因とする共済金のお支払いについて

①共済期間中に不慮の事故が発生していること、かつ、②共済期間中に死亡、重度障がい、障がい、入院などの共済金をお支払いする状況が発生していること、かつ、

不慮の事故による
共済金とは

保障内容・月払掛金表

「個人賠償責任共済」も付帯できます。【月払掛金 200円】

- JEC生命共済パーフェクト(一括プラン)に加入している場合に付帯できます。
※単独では加入できません。
- 加入にあたっては、「他の個人賠償責任共済・保険」の加入有無の告知が必要です。
※告知に該当しても加入不可とは取り扱いません。



日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合

(1)日常生活における偶発的な事故

(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶発的な事故

支払限度額

3億円



支払事由

対人臨時費用
(対人事故のとき)

死亡させたとき

10万円

10日以上入院させたとき

2万円

謝罪等をしたとき

3,000円

※一つの契約で、ご家族も保障の対象となります。詳しくは、ご契約のてびき「個人賠償責任共済のご契約【被共済者の範囲】」をご確認ください。

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。

※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

※「個人賠償責任共済」は、こくみん共済「個人賠償プラス」ならびに住まいる共済に付帯できる「個人賠償責任共済」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。



病氣入院特約		新手術特約	月 掛 金			
④疾病障害 見舞金	⑤ドナー 支援金	⑥新手術共済金・ 放射線治療共済金	組合員 (全員加入含む)	組合員 (全員加入除く)	配偶者	子ども
共済期間中から初めて 特定の障がい状態 となった場合	共済期間中に生体間 における臓器移植の ドナーとなって、日 本国内で手術を受け た場合	不慮の事故・病氣によ る手術・放射線治療				
20万円	5万円	2.5万円	2,200円	—	—	—
— (12万円)	— (3万円)	— (1.5万円)	—	—	1,320円	720円
— (12万円)	— (3万円)	— (1.5万円)	—	—	1,580円	880円
— (12万円)	— (3万円)	— (1.5万円)	—	—	1,840円	1,040円
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	2,460円	260円	2,100円	1,200円
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	2,720円	520円	2,360円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	2,980円	780円	2,620円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	3,240円	1,040円	2,880円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	3,500円	1,300円	3,140円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	3,720円	1,520円	3,360円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	3,940円	1,740円	3,580円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	4,160円	1,960円	3,800円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	4,380円	2,180円	4,020円	
20万円 (12万円)	5万円 (3万円)	2.5万円 (1.5万円)	4,600円	2,400円	4,240円	
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	4,820円	2,620円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	5,040円	2,840円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	5,260円	3,060円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	5,480円	3,280円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	5,700円	3,500円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	5,910円	3,710円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	6,120円	3,920円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	6,330円	4,130円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	6,540円	4,340円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	6,750円	4,550円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	6,960円	4,760円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	7,170円	4,970円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	7,380円	5,180円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	7,590円	5,390円		
20万円 (—)	5万円 (—)	2.5万円 (—)	7,800円	5,600円		

加入できる範囲 (年齢は、各労働組合ごとの発効日時点の満年齢です)

契約発効日時点で、満15歳以上満59歳までの組合員および、その配偶者

ご注意

- ①継続加入できるのは、満59歳までとなります。(満60歳の方は更新できません)
- ②共済期間中において、加入口数の減口ならびに任意解約はできません。
- ③配偶者の加入は組合員の加入が条件です。
- ④更新時に増額を希望される方は、増口分についての健康告知が必要です。
- ⑤他の団体を通じて加入があり共済金額の合計が引受可能額を超えていた場合は、超過分はお支払いできません。

組合員加入コース

契約コース	年金受取月額 (概算額)	受取期間	月払掛金		年金受取総額 (概算額)	年金原資	加入口数
AB10	約5万円	10年	1,020円	➔	約621万円	600万円	60口
AB20		20年	1,904円		約1,217万円	1,120万円	112口
AC10	約7.5万円	10年	1,547円	➔	約942万円	910万円	91口
AC20		20年	2,856円		約1,825万円	1,680万円	168口
AD10	約10万円	10年	2,040円	➔	約1,242万円	1,200万円	120口
AD15		15年	2,958円		約1,845万円	1,740万円	174口

配偶者加入コース

契約コース	年金受取月額 (概算額)	受取期間	月払掛金		年金受取総額 (概算額)	年金原資	加入口数
BB05	約5万円	5年	527円	➔	約313万円	310万円	31口

※「組合員コース」は新規加入時に、死亡共済金受取人の指定が必要です。なお、受取人指定についてはご契約のたびき「■共済金の年金払いについて」をご参照ください。「配偶者」の死亡共済金受取人は、「契約者(組合員)」となります。

- ・JEC生命共済パーフェクト分割プランは、団体生命共済の「共済年金払特則」を利用した制度です。
- ・記載されている年金受取総額等は、2026年4月1日時点の基礎率(予定利率1.0%等)により計算したもので、将来の基礎率(予定利率等)の変更により変動(増減)することがあります。
- ・積立型の貯蓄制度ではありません。脱退時の解約返戻金はありません。

ご加入いただける方

- 契約発効日時時点で満64歳以下の組合員本人とその配偶者、ならびに組合員と同一生計の満24歳以下の未婚の子どもで、申込日(告知日)時点で健康な方*

*「健康な方」とは申込日(告知日)時点において、申込書の質問表にもとづき、加入が認められると判断できる状態の方をいいます。なお、申込日(告知日)時点での健康状態により加入判断を行いますので、申込書の提出にあたっては必ず申込日(告知日)をご記入ください。

ご加入いただけるコース

- 被共済者(保障の対象となる方)ごとに次ページのコース(型)の中から、加入コースを**1コースのみ**選択してご加入いただけます。

【ご注意】

- ① 配偶者・子どもが加入する場合、組合員本人の加入が必要です。
- ② 配偶者契約、子ども契約の病気入院保障額は、組合員本人契約の病気入院保障額を上限とします。
- ③ **既に団体生命共済にご加入の場合、現在のご契約状況によってはご希望のコースにお申し込みいただけない場合があります。**
ご不明な点は労働組合もしくはこくみん共済 coop までお問い合わせください。
- ④ 共済期間中において、加入コース(型)の変更または解約はできません。
- ⑤ 他の団体を通じてこくみん共済 coop の団体生命共済に加入があり、共済金額の合計が引受可能額を超えていた場合、超過分はお支払いできません。

退職後も
安心です

職場を離れても 他の共済に移行できます。

退職時に一定の条件を満たしている場合、健康状態に関係なくこくみん共済 coop の他の共済に移行できます(掛金・保障内容は変わります)。詳しくは当会までお問い合わせください。

在職中

移行

退職後

団体生命共済

他の共済

※「休業保障特約」「新がん等重度疾病診断一時金特約」を除く。

ご加入いただけない場合の例

- ① 他の団体生命共済の契約と合わせて、「病気入院特約」「災害入院特約」のいずれか1つでも、入院日額が15,000円超となる場合
- ② 既に「新がん等重度疾病診断一時金特約」に加入している場合
- ③ 既に「休業保障特約」に加入している場合
- ④ 契約発効日時時点で満60歳を迎えた方で、団体生命共済の「基本契約(死亡保障額)」が600万円超となる場合など

休業保障共済金の削減について

保障対象期間(免責期間終了後)が休業保障特約の発効日から1年以内に開始された場合には、その1年以内の就業不能期間に対し、休業保障共済金額の50%相当額をお支払いします(更新時に増額した場合は、増額部分のみ1年間の削減となります)。

ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

医療プラン (休業保障プラス)	コース (型)	ご加入いただける方の 範囲			月払掛金	休業保障特約	
						休業保障共済金 共済期間中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続した場合 ●支払対象外期間:60日 ●保障対象期間:540日	病気等による入院※1 (病気入院共済金)
		組合員 本人	配偶者	子ども			
休業サポートプラン	K3				647円	日額 1,500円	
	K5	○	—	—	1,067円	日額 2,500円	
	K10				2,117円	日額 5,000円	
医療サポートプラン	MG3				1,487円		日額 3,000円
	MG5	○	○	—	2,007円		日額 5,000円
	MG10				3,307円		日額 10,000円
医療+休業 サポートプラン	KM3				2,117円	日額 1,500円	日額 3,000円
	KM5	○	—	—	3,057円	日額 2,500円	日額 5,000円
	KM10				5,407円	日額 5,000円	日額 10,000円
子ども医療 サポートプラン	C3	—	—	○	517円		日額 3,000円
	C5				857円		日額 5,000円

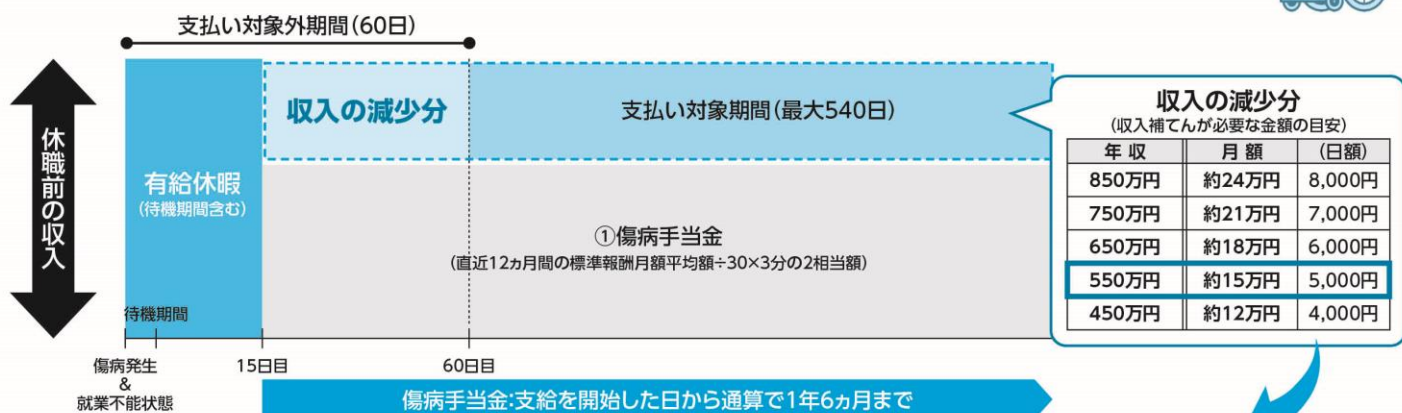
※1:病気等による入院は、共済期間中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合にお支払いします。 ※2:「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因に
いします。ただし、事故の日より180日以内に開始した入院が対象となります。 ※4:「悪性新生物診断共済金」「上皮内新生物診断共済金」「急性心筋梗塞診断共済
施行規則」別表第1「障害等級表」によるものをいいます。このうち、「重度障がい」とは、第1級、第2級、第3級の2、3、4に該当するものをいいます。

休業・がん保障における必要保障額と加入例



1 長期療養時の必要保障額と加入例

■長期療養時の傷病手当金給付および医療プラン(休業保障プラス)の給付イメージ



加入例

医療プラン
(休業保障プラス)

K10コース(日額5,000円)に加入することで、収入の減少分を
日額ベースでカバー!

該当する特約名					基本契約
病気入院特約		災害入院特約	新手術特約	新がん等重度疾病診断一時金特約	
疾病障害見舞金 共済期間中にはじめて特定の障がい状態となった場合	ドナー支援金 共済期間中に生体間における臓器移植のドナーとなって、日本国内で手術を受けた場合	不慮の事故による入院※2※3 (災害入院共済金)	不慮の事故・病気による手術または放射線治療 (新手術共済金・放射線治療共済金)	がん・重度疾病による診断一時金※4 (悪性新生物診断共済金・上皮内新生物診断共済金・急性心筋梗塞診断共済金・脳卒中診断共済金・肝硬変診断共済金・慢性膵炎診断共済金)	死亡・重度障がい※5 (死亡共済金・重度障害共済金)
					10万円
12万円	3万円	日額 3,000円	3万円	最高100万円	10万円
20万円	5万円	日額 5,000円	5万円		
40万円	10万円	日額 10,000円	10万円		
12万円	3万円	日額 3,000円	3万円	最高100万円	10万円
20万円	5万円	日額 5,000円	5万円		
40万円	10万円	日額 10,000円	10万円		
12万円	3万円	日額 3,000円	3万円		10万円
20万円	5万円	日額 5,000円	5万円		

による事故」をいいます。 ※3:不慮の事故による入院は、共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、共済期間中に1日以上入院をした場合にお支払金「脳卒中診断共済金」は各共済金ごとに定める条件を満たした場合に、2年に1回を限度に無制限でお支払いします。 ※5:障がいとは、「労働者災害補償保険法

2 がん罹患時の必要保障額と加入例

生涯で約半数の人が「がん」と診断されています。

がんは2人に1人がかかる病気といわれ、誰もがかかる可能性のある身近な病気です。

【一生でがんにかかる確率】



医療技術の進歩によって、平均入院日数が短くなりつつある一方、**通院治療を受ける患者が増えており、仕事を続けながら通院で治療を受けることができるようになっていきます。**

▶ 新たにがんと診断される人の約4分の1は就労世代

毎年がんと診断される全罹患患者は約100万人。そのうち、働き盛りの世代を含む生産年齢人口である15～64歳は約23万人で全体の約24%を占めます。

2020年診断年 全罹患患者数	15～64歳: 22万6,878人 [全体の24.0%]	15～69歳: 34万145人 [全体の36.0%]
--------------------	---------------------------------	-------------------------------

【出典】厚生労働省「令和2年 全国がん登録罹患率報告」

傷病名	平均入院日数	入院・手術	通院1回あたりの治療費
胃がん	約12日	約20万円	約14,600円
大腸がん(直腸がん)	約12日	約23万円	約18,100円
乳がん	約9日	約18万円	約17,500円
子宮がん	約10日	約20万円	約11,100円
白血病	約19日	約54万円	約29,400円

加入例

医療プラン
(休業保障プラス)

MG5コース
 (入院日額5,000円、がん・
 重度疾病診断一時金100万円)
 に加入した場合、がん治療に
 おける様々な費用をカバー!

ご契約のてびき (契約概要・注意喚起情報)

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。・細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop(以下「当会」といいます。)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

- ・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。
- ・団体定期生命共済以外の共済の事業規約・細則は当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

共済商品名称と該当する事業規約・細則

共済商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済 個人賠償責任共済

ご契約にあたっての共通項目

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

■契約の引受団体と事業規約・契約の方法

1. 引受団体
全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)
2. 事業規約
団体定期生命共済
3. 契約の方法
団体と当会で定めた協定書に従い取り組みを行い、契約を締結します。

■掛金と初回掛金の払込方法について

共済掛金はリーフレット等の該当箇所でご確認ください。共済掛金は基本的に給与からのチェックオフとなります。

■共済期間と契約の更新について

共済期間は10月1日から翌年9月30日までの1年間です。10月1日以外の発効日となる場合は、次に迎える9月30日までが共済期間となり、以降1年毎(10月1日～翌年9月末日)の更新となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です(※団体によっては変更の無い場合であっても、申込書の回収をする場合があります)。ただし、更新日において被共済者となる方が当会の定める被共済者の範囲外である場合は更新できません。

※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(注意喚起情報「規約および細則の変更について」をご確認ください)。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

■クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名(団体生命共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を当会にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、当会までお問い合わせください。

■加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等につい

ての質問事項)について正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約申込者(契約者)自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または契約申込者(契約者)に通知します。
3. 契約申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。申込書の「申込日」に記入がなかった場合は、当会の受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

■契約の成立と効力の発生について

当会が申し込みを承諾した場合は、その申込日に契約は成立します。効力の発生日は、各団体との協定書に定める日からとなります。中途加入等異なる場合は、契約の成立日以降の翌月1日午前0時からとなります。

■2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

1. 団体一括払込団体
払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。
2. 掛金口座振替特則適用団体
(1) 口座振替は、当会が指定した日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効日当日の前日の属する月の末日です。
(2) 払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

■共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

■規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

■共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となり、契約当初からの払込掛金はお返しできません。また、すでに共済金および返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

■詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者(個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者)または共済金受取人が、申し込みの際に詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

■掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。

団体生命共済のご契約(個人賠償責任共済除く)

契約概要

■共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。
2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共

済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです。)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3.2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとしします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

■共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

■被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

1. 契約者(団体の構成員。以下同じです。)
2. 契約者の配偶者
3. 契約者と同一生計で次に該当する満24歳までの未婚の方
 - (1) 契約者の子
 - (2) 契約者の配偶者の子

※分割プランは、組合員ならびにその配偶者のみ加入いただけます。

※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。

■被共済者になることができない方

1. 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。
ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。
2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方
 - (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - (2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。
(加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。)

■割り戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします。

■共済金をお支払いする場合

※一括プランにおいて、後述の「★」がついている特約の付带有無は、所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

※分割プランは、基本契約のみが保障の対象です。

※医療プラン(休業保障プラス)では、加入するコース(型)により特約の付带有無が異なります。詳細はリーフレットに記載の「該当する特約名」にてご確認ください。

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>

被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がいの状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いません。

2. 傷害特約(災害特約・災害死亡特約・災害入院特約)★

<災害死亡共済金(災害特約・災害死亡特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。

<障害共済金(災害特約・災害死亡特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に次の(1)または(2)の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。

(1) 重度障がいの状態となったとき

「災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額」

(2) 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

障害共済金=災害特約共済金額

×「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合

<災害入院共済金(災害入院特約)>

被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間(契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます。)中に1日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

災害入院共済金=災害入院特約共済金額(日額)×入院日数

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3. 病气入院特約★

<病气入院共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合に、次の金額を病气入院共済金としてお支払いします。

病气入院共済金=病气入院特約共済金額(日額)×入院日数

なお、病气入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。

また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病气入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。

※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>

被共済者(病气入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります)が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします(それぞれ1回のみのお支払いとなります)。

(1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの

※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品(電池など)の交換を除きます。

(2) 心臓に人工弁を置換したもの

※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

(3) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの

※一時的な人工透析療法を除きます。

※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。

※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。

①人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき

②腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき

(4) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

(5) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

疾病障害見舞金＝病氣入院特約共済金額(日額)×40

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます)または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

ドナー支援金＝病氣入院特約共済金額(日額)×10

※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。

※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。

※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

4. 新手術特約★

<新手術共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてをみたす手術を受けた場合に、次の金額を新手術共済金としてお支払いします。

(1) 次のいずれかに該当する手術

①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術

②疾病の治療を直接の目的とする手術

(2) 病院または診療所において受けた手術

(3) 次のいずれかの種類に該当する手術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術(歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象となる手術のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象となる手術を含みます)。ただし、手術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとし、次に掲げる手術を除きます。

ア. 創傷処理

イ. 皮膚切開術

ウ. デブリードマン

エ. 骨・軟骨または関節の、非観血的整復術・非観血的整復固定術および非観血的授動術

オ. 抜歯手術

カ. 診療報酬点数が1,400点未満の手術

※診療報酬点数には、手術に際して使用した材料・麻酔・薬剤などの費用や加算にかかる点数は含みません。

※診療報酬点数が1,400点未満の手術を同時に2つ以上受けた場合であっても、1,400点未満の手術を1つのみ受けたものとみなして取り扱います。

②先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術。ただし、歯、義歯、または歯肉の処置に伴う手術および①のア.からエ.までに該当する手術を除き、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法によ

る診療行為は含みません。

新手術共済金＝新手術特約共済金額×10

※新手術共済金の支払事由に該当する2つ以上の手術を同時に受けた場合には、1つの手術を受けたものとしてお支払いします。

※新手術共済金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。

<放射線治療共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に、次の(1)から(3)のすべてを満たす施術(以下「放射線治療」といいます。)を受けた場合に、次の金額を放射線治療共済金としてお支払いします。

(1) 次のいずれかに該当する施術

①共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日からその日を含めて180日以内に受けた施術

②疾病の治療を直接の目的とする施術

(2) 病院または診療所において受けた施術

(3) 次のいずれかの種類に該当する施術

①公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術(歯科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象となる施術のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象となる放射線照射(「血液照射」を除きます)または温熱療法による施術を含みます)。ただし、施術を受けた時点において効力を有する医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によるものとします。

②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

放射線治療共済金＝新手術特約共済金額×10

※放射線治療を2回以上受けた場合、放射線治療共済金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療についてはお支払いの対象となりません。

※放射線治療共済金の支払事由に該当する2つ以上の施術を同時に受けた場合には、1つの施術を受けたものとみなします。

5. 重度障害支援特約★

<重度障害支援共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を重度障害支援共済金としてお支払いします。

(1) 重度障害共済金が支払われること

(2) 重度障がいの状態となった日から起算して6ヵ月後の応当日に生存していること

重度障害支援共済金＝被共済者が重度障がいの状態となった日における
重度障害支援特約共済金額

6. 身体障害特約★

<身体障害共済金>

被共済者が共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に身体障害者福祉法に定める障がいの状態となり、かつ、同法にもとづく身体障害者手帳の交付を受けた場合に、身体障害者手帳に記載された障がいの級別ごとに次の金額を身体障害共済金としてお支払いします。

・障がいの級別が1級、2級、3級のとき

身体障害共済金＝身体障害特約共済金額

・障がいの級別が4級、5級、6級のとき

身体障害共済金＝身体障害特約共済金額×50%

※共済期間中に身体障害者手帳の交付を受けた場合で、その障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の再交付を受けたときには、次のとおり取り扱います。

(1) 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象となりません。

(2) 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。

「身体障害特約共済金額×50%」

- (3) 再交付前の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときで、かつ、再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象となりません。

※身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合)前にすでに障がいの状態であった場合(身体障害者手帳の交付を受けていない場合を含みます)において、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)以後にその障がいの程度に変化が生じ、または新たな障がいの状態が加わり、かつ、身体障害者手帳の交付または再交付を受けたときには、次のとおり取り扱いします。

- (1) 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったときは、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別にかかわらず、お支払いの対象となりません。

- (2) 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が1級、2級、3級のときは、身体障害共済金として、次の金額を支払います。

「身体障害特約共済金額×50%」

- (3) 障がいの状態がすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の4級、5級、6級の状態であったときで、かつ、交付・再交付後の身体障害者手帳に記載された障がいの級別が4級、5級、6級のときは、お支払いの対象となりません。

※身体障害特約(全員一律加入部分および家族全員一律加入部分を除きます)の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、身体障害特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に障がいの状態となったときには、お支払いの対象となりません。

<死亡弔慰金>

被共済者が共済期間中に死亡した場合に、次の金額を死亡弔慰金としてお支払いします。

死亡弔慰金=身体障害特約共済金額×5%

ただし、次の(1)または(2)に該当する場合には、死亡弔慰金として「身体障害特約共済金額×10%」をお支払いします。

- (1) 共済期間中に障がいの級別が1級、2級、3級の身体障害者手帳の交付・再交付を受け、その後に死亡したとき
- (2) 障がいの状態が、身体障害特約の発効日または更新日前にすでに身体障害者福祉法にもとづく障がいの級別の1級、2級、3級の状態であったとき

7. 新がん等重度疾病診断一時金特約★

※この特約の共済金をお支払いする場合の「共済期間」には、契約を更新した場合の更新後の共済期間を含みます。

※各診断共済金の支払対象となる「疾病の定義」は当会が定める基準になります。

<悪性新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に次のいずれかに該当した場合に、次の金額を悪性新生物診断共済金としてお支払いします。

- (1) 生後はじめてがんに罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定されたとき
- (2) がんに罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見によりがんと診断確定され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき
- (3) (1)(2)により悪性新生物診断共済金が支払われた後、2年経過後にがんの治療を目的とする入院をしたとき

悪性新生物診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額

※悪性新生物診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<上皮内新生物診断共済金>

被共済者が、新がん等重度疾病診断一時金特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から起算して91日目以後の共済期間中に上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師による病理組織学的所見により診断確定された場合に、次の金額を上皮内新生物診断共済金としてお支払

いします。

上皮内新生物診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×10%

※上皮内新生物診断共済金が支払われることとなった診断確定日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<急性心筋梗塞診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を急性心筋梗塞診断共済金としてお支払いします。

- (1) 共済期間中に急性心筋梗塞と医師により診断されたとき
- (2) 共済期間中に(1)の急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の急性心筋梗塞の治療を目的とした手術を受けたとき

急性心筋梗塞診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%

※急性心筋梗塞診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<脳卒中診断共済金>

被共済者が次の(1)および(2)をみたす場合に、次の金額を脳卒中診断共済金としてお支払いします。

- (1) 共済期間中に脳卒中と医師により診断されたとき
- (2) 共済期間中に(1)の脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき、または(1)の脳卒中の治療を目的とした手術を受けたとき

脳卒中診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%

※脳卒中診断共済金が支払われることとなった日からその日を含めて2年以内に支払事由に該当した場合には、お支払いの対象となりません。

<肝硬変診断共済金>

被共済者が、共済期間中に肝硬変と医師により生後はじめて診断された場合に、次の金額を肝硬変診断共済金としてお支払いします。

肝硬変診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%

※肝硬変診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

<慢性肺炎診断共済金>

被共済者が、共済期間中に慢性肺炎と医師により生後はじめて診断された場合に、次の金額を慢性肺炎診断共済金としてお支払いします。

慢性肺炎診断共済金=新がん等重度疾病診断一時金特約共済金額×50%

※慢性肺炎診断共済金のお支払いは、被共済者の一生涯にわたり1回限りです。

8. 先進医療特約★

<先進医療共済金>

被共済者が、共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に先進医療による療養を受け、次のいずれかに該当する場合に、技術料に相当する金額(被共済者1人につき最高限度1,000万円)を先進医療共済金としてお支払いします。

- (1) 発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養
- (2) 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に受けた先進医療による療養

※「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいい、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に「先進医療」に該当するものがお支払いの対象となります。

※先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因とした療養であっても、先進医療特約の発効日から1年経過後に受けた場合は、発効日以後の原因による療養とみなします。

※共済期間中に発生した不慮の事故以外の外因を原因とする先進医療による療養は疾病の治療を直接の目的とした療養とみなして取り扱いします。

9. 休業保障特約★

<休業保障共済金>

被共済者(特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に

限ります)が、共済期間(契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続した場合に、保障対象期間中の就業不能状態の期間に対して、次の金額を休業保障共済金としてお支払いします。

休業保障共済金=休業保障特約共済金額(日額)
×(就業不能状態が継続した日数-支払対象外期間日数)

※就業不能状態とは、入院している状態または医師または歯科医師の診断により自宅等において治療に専念している状態をいいます。

※支払対象外期間とは、被共済者が共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中に就業不能状態となり、その状態が発効日または更新日に就業不能状態となった日から起算する協定書で定める期間をいいます。

※保障対象期間とは、支払対象外期間終了日の翌日からその日を含めて協定書で定める期間を限度とする共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます)中の期間をいいます。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日以内の共済期間中に、再び、10日以上就業不能状態(同一の事由であるかを問いません。)が継続した場合は、同一の継続した就業不能状態とみなします。

※就業不能状態が支払対象外期間をこえて継続した場合で、その就業不能状態が終了した日の翌日から180日経過後に開始した就業不能状態については、新たな就業不能状態として取扱います。

※自己判断による自宅療養はお支払いの対象となりません。

※就業不能状態の原因として対象となる精神障がい(当会が認めるもの)をいいます。

■共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

1. 事故前から存在していた障がい・傷病による影響
2. 事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
3. 正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
4. 正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

<重度障害支援共済金>

重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、重度障害支援特約の発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態となったときには、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害支援共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた重度障害支援特約共済金額が減額の対象となります。

<先進医療共済金>

先進医療特約の発効日前に、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日から1年以内に先進医療の療養を受けた場合は、次のいずれか小さい金額をお支払いします。

- (1) 20,000円
 - (2) 前項「共済金をお支払いする場合」における先進医療共済金額の50%
- ※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分ともに減額の対象となります。

<休業保障共済金>

保障対象期間が休業保障特約の発効日または更新日(増額した場合)から1年以内に開始された場合は、その1年以内の就業不能期間に対し、前項

「共済金をお支払いする場合」における休業保障特約共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分ともに減額の対象となります。

■共済金の年金払いについて

1. 死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること(以下「年金払い」といいます。)ができます。

※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済年金払特約が付帯されている場合に限りです。

2. 年金払いによる年金の受取人(以下「年金受取人」といいます。)になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。

3. 2.にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。

- (1) 契約者の配偶者
- (2) 契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4) (1)から(3)までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族

※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。

なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り(お支払い)となります。

4. 年金払いのお取扱内容

(1) 年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。

(2) 年金の種類は、確定年金です。

※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。
なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただけます。

(3) 年金の型は、定額型(年金の額が毎年一定)です。

(4) 年金のお支払方法

① 年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします(年1回受け取り)。

※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算します。

② 年金を分割して受け取ることができます。

※年2回受け取り:年金年額36万円以上、年4回受け取り:年金年額36万円以上、年6回受け取り:年金年額48万円以上である場合に限りします。

③ 年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。

※受取額は、予定利率で割引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

(5) 年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。

(6) 年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

注意喚起情報

■契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難される

べき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

5. 前記1.～4.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき

6. 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

■被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。

■共済金をお支払いできない場合（主な免責事由）

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1) 契約が解除されたとき (2) 契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺したとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
3.重度障がいの原因とする共済金	(1) 被共済者が発効日または更新日（増額した場合の増額部分）から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2) 被共済者の故意（自殺行為を除きます）によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 契約者の故意によるとき（契約者と同一人である場合を除きます） など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1) 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき (3) 被共済者の犯罪行為によるとき (4) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

	(6) 被共済者の精神障害または泥酔によるとき (7) 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など
6.手術・放射線治療に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
7.休業保障共済金	(1) 被共済者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の犯罪行為によるとき (3) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (4) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (5) 被共済者の泥酔によるとき (6) 被共済者の薬物依存によるとき (7) 被共済者の妊娠、出産、早産または流産によるとき (8) 原因がいかなる場合でも頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの など

■契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
2. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
3. 契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
4. 被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
5. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
6. 契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
7. 契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

など

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

■契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

1. 被共済者が死亡したとき
2. 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限りです。）

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

■契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡が

ないとか済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

個人賠償責任共済のご契約

契約概要

■契約について

次の1.または2.いずれかの契約にセットして加入できます。

共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約(以下「付帯される契約」)と同一とし、付帯される契約が終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、同時に終了します。

1. 団体生命共済
2. 火災共済(30口以上加入している場合)

※新たにセットして加入する場合、付帯される契約は加入時に契約者が選択します。

※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要で(付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはありません)。

※団体生命共済に付帯する場合、家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

■被共済者の範囲

損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方となります。なお、一契約で以下の被共済者の範囲に該当する方も保障の対象となります。

1. 主たる被共済者(付帯される契約の被共済者)
2. 主たる被共済者の配偶者
3. 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族
4. 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
5. 被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます。)

※未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.や2.により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします(1回の事故につき上限3億円)。

1. 日常生活における偶然な事故
 2. 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- ※上記とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用(当会が認めたもの)等をお支払いします。
- ※共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

注意喚起情報

■共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかの損害への賠償責任

1. 被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害
2. 暴行または殴打に起因する損害
3. 職務従事に起因する損害
4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
5. 心神喪失に起因する損害
6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害

など

■保障の重複について

当会および当会以外のご契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の

違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

■契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 2. 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき
- ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
- ※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

■契約の解除

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者または被共済者が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 前記1.～3.までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
5. 契約者または主たる被共済者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の被共済者のみであるときは、その被共済者に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（所属団体）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

共済金の適正かつ迅速なお支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、

当会ホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coop（当会）は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

こくみん共済 coop（当会）では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の**各都道府県の当会**までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

■電話 03-5368-5757

■受付時間 9:00 ～ 17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができます。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

お問い合わせ先

お問い合わせは各労働組合・JEC連合福祉共済組合またはこくみん共済 coop までお願いします。

● JEC連合福祉共済組合

TEL.03-5832-9669

https://www.jec-u.com/mutual_aid/

E-mail. kyosai@jec-u.com



こくみん共済 coop 連絡先一覧

推進本部・生協名	電話番号
北海道推進本部 (北海道労働者共済生活協同組合)	011-821-6031
青森推進本部 (青森県労働者共済生活協同組合)	017-723-6031
岩手推進本部 (岩手県労働者共済生活協同組合)	019-622-0631
宮城推進本部 (宮城県労働者共済生活協同組合)	022-265-6071
秋田推進本部 (秋田県労働者共済生活協同組合)	018-824-6031
山形推進本部 (山形県労働者共済生活協同組合)	023-646-4666
福島推進本部 (福島県労働者共済生活協同組合)	024-521-3390
新潟推進本部 (新潟県労働者共済生活協同組合)	025-284-6031
茨城推進本部 (茨城県労働者共済生活協同組合)	029-227-6642
栃木推進本部 (栃木県労働者共済生活協同組合)	028-635-6031
群馬推進本部 (群馬県労働者共済生活協同組合)	027-255-6311
埼玉推進本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)	048-822-0631
千葉推進本部 (千葉県労働者共済生活協同組合)	043-287-8165
東京推進本部 (東京都労働者共済生活協同組合)	03-3360-6300
神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)	045-473-5588
長野推進本部 (長野県労働者共済生活協同組合)	026-217-7631

推進本部・生協名	電話番号
山梨推進本部 (山梨県労働者共済生活協同組合)	055-237-6861
静岡推進本部 (静岡県労働者共済生活協同組合)	054-254-1180
富山推進本部 (富山県労働者共済生活協同組合)	076-433-7388
石川推進本部 (石川県労働者共済生活協同組合)	076-223-4398
福井推進本部 (福井県労働者共済生活協同組合)	0776-26-6187
愛知推進本部 (愛知県労働者共済生活協同組合)	052-681-7959
岐阜推進本部 (岐阜県労働者共済生活協同組合)	058-274-6031
三重推進本部 (三重県労働者共済生活協同組合)	059-227-6167
滋賀推進本部 (滋賀県労働者共済生活協同組合)	077-524-6185
奈良推進本部 (奈良県労働者共済生活協同組合)	0742-27-5353
京都推進本部 (京都市労働者共済生活協同組合)	075-812-7821
大阪推進本部 (大阪府労働者共済生活協同組合)	06-6647-7700
和歌山推進本部 (和歌山県労働者共済生活協同組合)	073-425-6031
兵庫推進本部 (兵庫県労働者共済生活協同組合)	078-371-6522
島根推進本部 (島根県労働者共済生活協同組合)	0852-27-0631
鳥取推進本部 (鳥取県労働者共済生活協同組合)	0857-29-7444

推進本部・生協名	電話番号
岡山推進本部 (岡山県労働者共済生活協同組合)	086-253-6031
広島推進本部 (広島県労働者共済生活協同組合)	0120-39-6031
山口推進本部 (山口県労働者共済生活協同組合)	083-941-5521
徳島推進本部 (徳島県労働者共済生活協同組合)	088-679-7700
香川推進本部 (香川県労働者共済生活協同組合)	087-822-1156
愛媛推進本部 (愛媛県労働者共済生活協同組合)	089-923-6153
高知推進本部 (高知県労働者共済生活協同組合)	088-823-6031
福岡推進本部 (福岡県労働者共済生活協同組合)	092-739-6100
佐賀推進本部 (佐賀県労働者共済生活協同組合)	0952-41-1332
長崎推進本部 (長崎県労働者共済生活協同組合)	095-864-6031
熊本推進本部 (熊本県労働者共済生活協同組合)	096-375-5545
大分推進本部 (大分県労働者共済生活協同組合)	097-548-6031
宮崎推進本部 (宮崎県労働者共済生活協同組合)	0985-24-6262
鹿児島推進本部 (鹿児島県労働者共済生活協同組合)	099-226-6031
沖縄推進本部 (沖縄県労働者共済生活協同組合)	098-833-6016

新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いします)。

たすけあいから生まれた 保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会



こくみん共済 NEWS
coop